

○国土交通省令第十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第六十条第一項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別記様式第二十二号表中「住所」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）別記様式第二十二号による管理業務主任者証は、この省令による改正後の規則別記様式第二十二号による管理業務主任者証とみなす。